

兵庫県公報

令和4年11月8日 火曜日 第361号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾課）	7
公 告	
○ 地域森林計画の一部変更の案の縦覧（林務課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	8
○ 同 上（丹波県民局）	9
正 誤	
○ 令和4年3月31日付け兵庫県公報第27号外中	9

告 示

兵庫県告示第1303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

六九谷土地改良区

退任役員

役員区分

氏名

住所

監事

菅田 勉

姫路市林田町六九谷653番地

同

福井 貴康

同 市林田町六九谷341番地

兵庫県告示第1304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市平野町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	吉川隆士	神戸市西区平野町大野157番地
同	森岡強司	同 市同区平野町繁田482番地
同	笹川克巳	同 市同区平野町堅田319番地
同	松井肇	同 市同区平野町下村344番地の1
同	戸田文雄	同 市同区平野町大畑120番地
同	安福孝明	同 市同区平野町繁田466番地の3
同	大西利宜	同 市同区平野町堅田420番地
同	吉川一	同 市同区平野町芝崎125番地
同	石見成幸	同 市同区平野町福中31番地の1
監事	戸田誠一郎	同 市同区平野町大畑135番地
同	松井利浩	同 市同区平野町下村162番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	小林庸浩	神戸市西区平野町下村209番地
同	森岡強司	同 市同区平野町繁田482番地
同	吉川裕史	同 市同区平野町芝崎303番地の3
同	戸田英行	同 市同区平野町大畑171番地
同	安福孝明	同 市同区平野町繁田466番地の3
同	大西利宜	同 市同区平野町堅田420番地
同	鹿島佳秀	同 市同区平野町堅田300番地
同	和田恵孝	同 市同区平野町芝崎205番地
同	伊藤誠	明石市大久保町ゆりのき通2丁目3番地の3 2-401号
監事	戸田陽生	神戸市西区平野町大畑181番地
同	森博之	同 市同区平野町下村176番地
同	吉川忠明	同 市同区平野町中津900番地の1

兵庫県告示第1305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

たちばな土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	盛重恒己	豊岡市森尾806番地の2
同	黒田勉	同 市森尾955番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	平尾松典	豊岡市森尾931番地の1
同	黒田清和	同 市森尾711番地

兵庫県告示第1306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
須加院東土地改良区	令和4年10月13日



兵庫県告示第1307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県揖保川岩浦土地改良区	令和元年8月30日



兵庫県告示第1308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

六九谷土地改良区

氏名	住所
水口友良	姫路市林田町六九谷653番地
高梨稔久	同 市林田町六九谷341番地
藤原昇三	同 市林田町六九谷294番地
大西繁輝	同 市林田町六九谷370番地
淡路東亜	同 市林田町六九谷714番地
三林瑛	同 市林田町六九谷638番地1
小林弘之	同 市林田町上構10番地
坂口一芳	同 市林田町新町1096番地1



兵庫県告示第1309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和4年8月22日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
東播海岸（神戸市、明石市、加古川市及び播磨町）



兵庫県告示第1310号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次

のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年8月10日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
高砂市高砂町沖浜町地内



兵庫県告示第1311号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年8月15日から同年12月20日まで
- 3 作業地域
姫路市仁豊野地内



兵庫県告示第1312号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和4年4月28日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
相生市、赤穂市、たつの市、太子町及び上郡町の各全域



兵庫県告示第1313号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和4年8月13日から同年11月10日まで
- 3 作業地域
赤穂市浜市地内



兵庫県告示第1314号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次

兵庫県告示第1322号

昭和32年兵庫県告示643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

淡路沿岸の部淡路の款岩屋浦の項を次のように改める。

<p>岩屋 浦</p>		<p>イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線、ト線、チ線、リ線、ヌ線、ル線、ヲ線、ワ線、カ線、ヨ線、タ線、レ線及びソ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 漁港法による岩屋漁港陸域南側境界線の交点から国道28号道路敷海側境界線を淡路市岩屋字鶴崎2942番地の4に設置した標柱の地点まで引いた線</p> <p>ロ線 イ線の終点から、70度118メートルの地点まで引いた線</p> <p>ハ線 ロ線の終点から、112度17メートルの地点まで引いた線</p> <p>ニ線 ハ線の終点から、78度17メートルの地点まで引いた線</p> <p>ホ線 ニ線の終点から、170度48メートルの地点まで引いた線</p> <p>ヘ線 ホ線の終点から、248度17メートルの地点まで引いた線</p> <p>ト線 ヘ線の終点から、172度272メートルの地点まで引いた線</p> <p>チ線 ト線の終点から、82度27メートルの地点まで引いた線</p> <p>リ線 チ線の終点から、170度146メートルの地点まで引いた線</p> <p>ヌ線 リ線の終点から、210度210メートルの地点まで引いた線</p> <p>ル線 ヌ線の終点から国道28号道路敷海側境界線を淡路町灘橋に設置した標点の地点まで引いた線</p> <p>ヲ線 ル線の終点から、128度80メートルの地点まで引いた線</p> <p>ワ線 ル線から海側へ80メートルの幅で、ヲ線の終点と、淡路市灘鶴崎橋に設置した標識の地点から125度80メートルの地点とを結んだ線</p> <p>カ線 ワ線の終点と、ヌ線の起点から100度85メートルの地点とを結んだ線</p> <p>ヨ線 カ線の終点と、ホ線の起点から22度137メートルの地点とを結んだ線</p> <p>タ線 ヨ線の終点から、352度650メートルの地点まで引いた線</p> <p>レ線 タ線の終点から、282度に漁港法による岩屋漁港陸域境界線まで引いた線</p> <p>ソ線 レ線の終点から漁港法による岩屋漁港陸域南側境界線をイ線の起点まで引いた線</p>
-----------------	--	--

公 告

地域森林計画の一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加古川地域森林計画、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
加古川地域森林計画の一部変更	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 丹波篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 猪名川町 多可町 稲美町	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の一部変更	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	平成31年4月1日から 令和11年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 縦覧期間

令和4年11月8日から同年12月5日まで



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市本町二丁目1317番2、1317番10から1317番21まで、1317番23から1317番26まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市別所町東這田77番地
株式会社神和商事 代表取締役 筒井常雄
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年10月15日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-15号（3三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丹波市春日町小多利144番3、145番1、146番1、146番7、147番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
丹波市市島町上竹田1068番1
有限会社荻野運送 代表取締役 荻野節夫
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年5月10日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-2号（4丹波）

正 誤

- 令和4年3月31日付け（兵庫県公報第27号外）
兵庫県訓令第2号（行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
174	下から21	<p>第6条第3項中「企画県民部管理局長」を「総務部職員局長」に改め、同条第4項中「企画県民部企画財政局長、健康福祉部社会福祉局長、産業労働部政策労働局長、農政環境部農政企画局長、県土整備部県土企画局長」を「部制条例（昭和38年兵庫県条例第68号）第1条に規定する部のそれぞれの総務課に関する事務を所掌する次長」に改める。</p>	<p>第6条第2項中「知事の指定する副知事」を「総務部長」に改め、同条第3項中「企画県民部管理局長」を「総務部職員局長」に改め、同条第4項中「企画県民部企画財政局長、健康福祉部社会福祉局長、産業労働部政策労働局長、農政環境部農政企画局長、県土整備部県土企画局長」を「部制条例（昭和38年兵庫県条例第68号）第1条に規定する部のそれぞれの総務課に関する事務を所掌する次長」に改める。</p> <p>第9条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</p>